

第四百四十七回国
参議院国民福祉委員会會議録第十一号

参議院国民福祉委員会會議録第十一号

平成十二年三月十六日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

尾辻 秀久君
中原 奏君
佐藤 泰介君
柳田 稔君
井上 美代君

補欠選任

野間 越君
森田 次夫君
伊藤 基隆君
石田 美栄君
須藤美也子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

狩野 安君

委員

久野 恒一君
野間 越君
南野知恵子君
水島 裕君
森田 次夫君
伊藤 基隆君
石田 美栄君
今井 澄君
松崎 俊久君
沢 たまき君
井上 美代君
須藤美也子君
清水 澄子君
入澤 肇君

國務大臣

大藏 大臣
文部 大臣
農林水産大臣
自治 大臣

堂本 曉子君
西川きよし君
宮澤 喜一君
中曾根弘文君
玉沢徳一郎君
保利 耕輔君

政務次官

大藏政務次官
厚生政務次官
自治政務次官

林 芳正君
大野由利子君
橋 康太郎君

事務局側

常任委員会専門員

大貫 延朗君

政府参考人

文部大臣官房総務審議官
厚生省年金局長
農林水産省経済局長
農林水産省構造改善局長
自治省行政局公務員部長

本間 政雄君
矢野 朝水君
石原 葵君
渡辺 好明君
木寺 久君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)
○公聴会開会承認要求に関する件

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、佐藤泰介君、柳田稔君及び中原奏君が委員を辞任され、その補欠として伊藤基隆君、石田美栄君及び森田次夫君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に文部大臣官房総務審議官本間政雄君、厚生省年金局長矢野朝水君、農林水産省経済局長石原葵君、農林水産省構造改善局長渡辺好明君及び自治省行政局公務員部長木寺久君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤基隆君 民主党・新緑風会の伊藤基隆でございます。

私は、ずっと予算委員会の理事をしておりまして、本委員会のこの重要問題の審議の中身について余り詳しく知っているわけではございませんので、あるいは既に解明された問題の質問があるかもしれませんけれども、その点は御容赦いただきしたいと思います。

まず質問の前提として申し上げたいわけですが、今回の法案は国民生活を左右する公的年金制度の五年に一度の財政再計算見直しに關して行なうものでございます。我が国が経済成長とともに福祉国家をその目指すべきビジョンとして掲げて以来、国民はそれらの制度から数々の恩恵を受けるとともに、さらに人間らしい生活のための権利を求めて、勤勉に社会と国の建設に参画をし、汗を流し、その発展を支えてまいりました。

言うまでもございませんけれども、社会保障は種々の分野に分けることができますが、大別すると、医療、福祉そして年金となります。中でも年金は、その給付総額から社会保障の最も大きな柱であつて、その制度は今後どのような理念と方向性に基づいて運営されていくかで、年金以外の社会保障分野はもちろんです、国民の将来にわたる生活のあり方と質を左右する重要な問題でございます。

個別の年金制度の沿革は別として、我が国が国民への社会保障として国民皆年金を導入して四十年が経過しようとしております。国民皆年金が実現した一九六一年当時はまだ給与所得者は全就業者の半分ほどでありまして、それが経済成長に伴い現在では八割を超え、その構造的変化は日本の伝統的姿であつた子が親を直接扶養するという構造を根本から変えました。また、ほとんど

の国民が年齢とともに定年退職を迎え、労働による所得を失うという人生が当たり前となったわけでございます。そして、生活の質の向上による長寿の実現もこれに付加されております。

いずれにしても、高齢者の経済的自立を実現するとともに、社会や経済の構造転換に伴い、高齢者を子供が直接扶養するのではなく社会全体で経済的に支えるという考えのもとで、社会連帯と世代間の連帯が新しい理念として必要とされてきたわけであります。それが、高齢者とそうした人々を取り巻く社会と現役世代の関係として制度化されたものが公的年金であります。

さらに続けますと、全公的年金加入者七千万人のうち七割以上を占める厚生年金、共済年金の加入者とその妻五千二百万人、つまり国民の圧倒的多数である給付と所得による生活者の生活設計そのものと直結しているわけでございます。そうであるからこそ、年金制度改革は、まず給付と負担の水準、財源のあり方を含めた福祉と社会保障の全体像を明らかにした社会保障のトータルビジョンが前提として求められるわけでございます。

それと同時に、社会保障制度というものは、本来、社会的な連帯や世代間の支え合いという理念、そして助け合いと安心、信頼の理念に根差しておりまして、財政収支のみの理由からその改廃を判断すべきではございません。そのことについて、現在最も急務な我が国の年金制度にかかわるテーマとしては、人口構造の急激な変化にも耐え得る持続可能な社会保障システムの再構築を進めなければならないところでございます。

一方で、ここ幾度かの年金改正では、そのような趣旨で十分な改革がなされ、効果が上がっていると言えるではありませんか。国民と世論は必ずしもそのような評価はしておらず、また今後の展望についても悲観的なものを持っているのではないかと考えます。

そこで、今日は政務次官がおいでのごで
いますけれども、年金の将来展望について国民の
多くは悲観的に考えているのが現状であるとい

ふうには思いますが、政務次官の認識をお伺いしたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 今、委員が御指摘のように、我が国は世界一のスピードで大変な勢いで少子高齢化が進展をしております。この少子高齢化の進行そしてまた経済情勢の変化の中で、国民の一部の中に、特に若い人たちの中に将来年金制度が破綻するんじゃないか、自分たちの支払った年金に見合う給付が受けれないんじゃないか、というような不安感があるのは事実でございます。将来にわたって安心して信頼のできる年金制度を確立するということが大変重要なことであります、このように思っております。

こうした観点から、今回の改正におきまして将来世代の過重な負担を防ぐとともに、また確実な給付を約束する、こういう考え方に立ちまして制度全般を見直すこととしておりまして、今回の改正によつて国民の年金に対する安心感を確立できるような、こういうふうに思っております。將來にわたつても年金の給付時の段階において六割程度の給付が確保できるように、また掛金の方において年収の二割程度でできるようにというような改正を圖ろうということで今回御審議をいただいている状況でございます。

○伊藤隆君 今、政務次官は確実な給付を保証することによって安心感の醸成を図るという答弁でございましたが、私はそのことが崩れているから問題になっているんだというふうに思っています。私は、今申し上げたとおり、我々が生きていく上で、自分のことは自分で処するというまづ大原則があるというのは認識しております。自助努力でございます。自助努力がかなわない状況が起こつてきたときにどうするか。これが行政の力でありま。政治の力と言つてもいいかと思ひます。しかし、その両方とも私は限界というものがある

あつて、その限界は今国民はよく知つてゐるんじゃないかと。かつてのように要求すればいいというのではなく、つてゐるんじゃないかと思ひますが、それを補うのがお互ひの連帯感といいま

すか相互に助け合うシステム、これは意識しよう
としまいと、制度として国の中に定着させること
によってそれが生かされていくというふうに考
へておるわけでありませう。

私は、国家公務員共済組合関係の質問をするわけではありますが、実は長年その労働組合の役員をやっておりますが、常にそのことを組合員に言ってきたわけでありまして、ですから、自助努力をいかにしつかりと持った上でさまざまなことを考えていくかということとは十分承知しておりますし、そのように指導をしてきました。しかし、ならぬときがあることを考えてやるわけでありまして、そのことを安心感の前提としてしつかりと受けとめていただきたいと思ひます。

さて、引き続き厚生政務次官にお尋ねいたします。

す。

一九九八年に経済企画庁が実施した国民生活満足度調査によりますと、老後不安のうち生活費などに関する不安を訴える人が五二％に達しました。これは、健康不安や介護不安よりはるかに高い数字でありました。また、これを一九八六年の総理府による老人福祉サービスに関する世論調査と比べてみますと、同調査では生活費などに不安を感じている人は二六・二％にすぎなかったということから見て、この十年の老年期の経済生活についての不安　すなわち年金不安は驚くほど増

かつて、社会保障の中で医療、年金を介護と比べたときに、医療、年金というのはある程度の措置を自分でもでき得るけれども、介護というのは絶対にそれができない、介護だけは自分の力ではどうにもならない、そういう声は私もいろんな人とお話してありましたが、今、経済的不安が非常に強くなっておるということを我々は銘記すべきだろうというふうに思います。日々の報道や国民の声を、どれをとつても年金制度への不信と不安、それがこの数年とみに高まっている事実は枚挙にいと

とまもなく、否定のしようがありません。だが、その一方で、国民生活の中で実際に年金の上

める存在は、大きくすることはあつても小さくすることはないと言わざるを得ません。

一九九七年の厚生省の調査では、六十五歳以上の人がいる世帯の九六・五%が公的年金を受給しておりまして、高齢者世帯の所得に占める公的年金の割合は六二・五%となっております。また、公的年金を受けている高齢者世帯の五六%が公的年金だけで生活しているという実態でございます。

このように、公的年金の高齢者の経済と生活を支える役割は、現時点でもかなり大きなものがあるということがわかります。それゆえに、今後直面する我が国の少子高齢化の急速な進展は、今後の年金制度の安定的維持にとつてもさらに重大な影響を与えることとなります。その影響は、将率のものではなく、既に現実のものであります。少子化の影響下、国民年金の被保険者数は現在をピークとして減少が予想され、受給者は高齢者の増加ということもあつて上昇の一途をたどつておられます。

またこの少子高齢化は経済と就業構造にも大きな影響を与えまして、そのことが公的年金にもさまざまな影響を与えることが予測されます。例えば、被用者を対象とする厚生年金を見ても、一〇〇〇年をピークに被保険者は減少に転じて、その反面、受給者は急速にふえるという構造になります。

こうした構造的な大変動とも言える変化に対して、一九八〇年代以降、政府は、制度改正のたびに、今までの制度がもたないという理由で、保険料の引き上げや支給水準の引き下げの提案を繰り返

返して国民の間には公的年金への不信が広がっているわけであります。そして、今回の改革についても抜本的な見直しは先送りして、年金不信解消への道筋をどうつけるかが見えてこないといふような声が強いわけでございます。

○政務次官（大野由利子君） 年金が老後生活の土

どうも私が見ておりますと、まだこのいわゆる六十五歳までということ、平成三十七年までの間ということがその間に段階的にやっていくということがございますものですから、どうも公務員

なんかの場合にも、まだ今の問題ではない、難しいのに加えて、そういう多少時間の余裕があるというような感じがあるように見えますが、もう一つは、むしろ民間の雇用関係において早くこういう動きができていきますと、公務員も後からついていきたい、ついていけたいというあれもあるのかもしれない。

したがって、公務部門における六十五歳までの雇用というのは大事でございすけれども、どうも現実には、民間の雇用関係が先へ動くことを公務員社会もやある意味で見ているような感じがあると思ひますので、したがってこういう六十五歳への引き上げということが、むしろ民間のそういう労働慣習を六十五歳の方に引き上げていくことの誘因になると思ひますか、そういうことであれば、幸か不幸か、少子高齢化社会でございすから、平均年齢は確かに上がっておりますから、こういうことが一つの誘因になって六十五歳への定年延長ということがまず民間において、やがて公務員社会においてなっていくような、そういう動因に恐らく長期的にはなっていくのだと思ひますけれども、まだこういうことでございすからどうも積極的な動きがもう一つで、それはしかしやはりそういうふうな仕向けていくと申しますか、そういうことをエンカレッジすることが大事ではないかと思ひます。

○伊藤基雄君 私は、国民福祉という問題について国会の中で質問するのは初めてでありまして、今回も大要予算委員会の激しい毎日の中で質問をつくり上げてきたわけでありまして、今の大蔵大臣の御答弁をお聞きして、少し思うことがございす。

年金というのは、私みたいな素人から考えてみて、今の御答弁を聞いておりますと、年金そのものというよりは国の安定したシステムをどうつくるかということなんだと。今の答弁は、雇用形態その他について政策誘導、ここで言えば年金制度によってそういう社会システムの変化をつくらう

ということの答弁があったと思うのでございす。私は、年金が国の重要な柱の一つであり、国の安定、国民の安寧ということを目指すのであれば、国会という場はもつと違った議論の仕方があつたのではないかと今思ひます。

それは、年金法という法律を中心として与野党が対立するというところから果たして生まれてくるのかというところ、大変それは難しいのではないかと。審議会で年金制度について審議されますけれども、審議会には余りにも技術的に傾斜し過ぎた嫌があるのではないかと。そうでなくて、国の根本政策として国のシステムそのものと年金との関係を議論するとなれば、それは国会において我々が根本問題を議論し、そこからあるべき年金の姿というものをつくり出すという議論がなされなければならぬのではないかと。今回のこの年金をめぐる対立というものがずっと続いているわけでありまして、これは大変不幸なことであらうと、たゞいま大蔵大臣の御答弁をお聞きしてそのように私は思つたわけにございす。ぜひそういう方向に福祉の議論が行くようにしていただきたくてございす。

さて、年金財政の情報公開についてお伺ひします。

四法案、すなわち国家公務員、地方公務員、私立学校教職員、農林漁業団体職員共済組合法の改正案は、国民年金、厚生年金など他の公的年金見直しとの整合性を図りつつ、必要な見直しを行うとするものであるというふうには思ひます。が、ただ、あくまでも他の年金制度、特に厚生年金の見直しに合わせるということではなく、社会経済情勢や年金財政環境の変化によって共済年金制度の長期的安定のために改正が必要になつたはずでございす。

大蔵大臣と文部大臣にお尋ねいたしますが、本件四法案が国会に提出されたのは昨年の八月であります。各共済年金の将来の見通し、すなわち財政再計算が公表されたのはいつなのか、お二人の大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 財政再計算につきましては、厚生年金におきまして、法案提出の二年ほど前から年金審議会の議論が始まり、それと並行してこの財政再計算の作業も進められる、そういうふうな承知をいたしてございす。

共済年金の場合には、厚生年金の改正案の内容が明らかになりました時点で共済の方の改正案の作成に着手をいたしました。これを踏まえて財政再計算の作業に入るといふ手順をとらざるを得ないところでございす。

こういうような事情を考えますと、共済年金におきましては法案提出と同時に財政再計算の結果をお示しすることは物理的に非常に難しい状況でございまして、ぜひ御理解をいただければと思ひます。

○政務次官(林芳正君) 国共済でございす。今、文部大臣からも私学共済について御答弁があつたように、十一年の十月一日に財政再計算を実施してございまして、改正法案の提出は十一年の七月ということ、同じような状況であることを御理解願ひたいと思ひます。

○伊藤基雄君 例へば、農林年金においては、近年、年金受給権者の増加、現役組合員数の減少が続く中で組合員の将来の掛金負担の急騰が見込まれ、制度の安定性に対する組合員の不安を惹起してございす。

本格的な少子高齢化社会の到来を目前に控え、国民の老後の生活設計の柱となる公的年金制度が今後ともその役割を十分に果たしていけるよう、

というふうな農水大臣は本法案の提出理由を説明してございす。

また、私学については、「少子高齢化の一層の進展等最近の社会経済情勢にかんがみ、共済年金制度の長期的安定を図る見地から」と文部大臣は本法案の提出理由を説明してございす。

そこで文部大臣にお尋ねします。

本来はそれぞれの共済年金制度の財政再計算が

まずあつて、それらの検討の結果、必要な制度の見直しや法律の改正が立案されることになるというのが順番だと思ひますが、改正案の立案よりも財政再計算がおくれた理由は何なのか、このことについてお尋ねいたします。

○国務大臣(中曽根弘文君) この財政再計算は適正な掛金率を決めるために行つて行つて行つてございす。私学共済の場合には、この掛金率の改定につきまして全国の学校法人など加入者に周知徹底を図る必要があるわけでございまして、そういうところから法案を提出した年の翌年の四月を掛金率改定の時期といたしまして、またその時期に合わせて再計算を行つてきたという経緯があるわけでございす。

情報公開の観点からは、掛金率改定の時期は動かせないと思ひますが、財政再計算の結果はできるだけ早く関係者にお示しすることが望ましいこととございまして、こういう点についても今後対応に努力をしていきたい、そういうふうな思つてございす。

○伊藤基雄君 続いて、また文部大臣にお尋ねします。農水大臣にもお聞きしたいところでございす。財政再計算については、国民年金、厚生年金では、少なくとも五年ごとに再計算され、所要の調整が加えられるべきとの規定がございす。が、私立学校、農林年金についてはこの規定がないようでありまして、公的年金である共済年金に財政再計算とそれに伴う調整措置が義務づけられていないのは問題があるのではないかと今思ひます。

検討と体制の整備を行うべきと考えますが、文部大臣のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私学共済の場合には、御指摘のように国家公務員共済組合法のような財政再計算に法的な根拠というものは設けられておりません。この私学共済制度は、制度発足以来、保険者の責任において財政再計算を行い、必要な掛金率の設定を行つてきていふところでございす。

この財政再計算の時期につきましては、基本的にはほかの制度と同様に五年サイクルで行っておりますけれども、昭和四十年代のオイルショックのときに三〇近く年金額が引き上げられまして、大幅な不足財源が生じたわけでございます。その際には、五年を経過しなくとも再計算を実施いたしまして、掛金率の引き上げを行うという弾力的な措置をとったわけでございます。

このように保険者の努力が現在の比較的健全な財政状況に役立っているものと考えておりまして、法令による根拠規定がないということが年金財政に悪影響を与えることはないものと、そういうふうにご覧いただいております。

○伊藤基雄君 私は、情報公開という問題で何いしているわけでございますが、共済年金についても国民年金、厚生年金と同様に大切なことではないかと思ひます。文部大臣は保険者の努力によって心配がないと言ひますが、年金を受ける側から見て、あらゆる実態が把握されているかどうかというところは極めて重要ではないかというふうに思ひます。

参議院の本委員会資料要求で再計算資料が提出されるという事態は、私は改善されるべきだと思ひます。厚生省が年金白書を昨年から毎年公開して財政状況や資産運用の実態を明らかにしておりますが、このような前向きな取り組みが必要ではないかと考えまして、共済年金を所管する立場からの所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほど御答弁申し上げましたような事情で財政再計算の時期というものがあるわけでございまして、いろいろなものがあるわけでございまして、そういうこととは大変必要でもあり大事なことで、そういうふうな思ひでございまして、今後そういう情報公開の観点をよく踏まえまして努力していきたいと思ひます。そういうふうな思ひでございまして、

○伊藤基雄君 なお質問がございますけれども、与えられた時間が参りましたので、これで終わります。

どうもありがとうございます。

○石田美栄君 引き続きまして、民主党・新緑風会の石田美栄でございます。

私は、文教・科学委員会が担当なので、年金の改正、改正というのを正しくするというところで、私たちが改悪というふうな思ひでございまして、当委員会では随分議論が重ねられてきた。その間の議論全般を承知しているわけではありませぬので、ちょっとそれといたしたいが、知らないで稚拙な質問もあるかもしれないが、

私自身、実は私学共済年金の受給者でございます。国会議員で収入がありますから一割くらい、ほんの少し入っております。学校を出してから私立の学校に一年おりました、それから公立の学校に四年おりました、その後また私立の学校に行きまして、平成五年に議員になるまで私学共済の中でいろいろな実情を感じてきた、そういう立場から幾つか質問をさせていただこうと思ひております。

数字の上では厚生年金の加入者は三千三百四十七万人、そして共済年金加入者は五百三十四万人というふうになっておりますけれども、共済年金の中の特に国家公務員と地方公務員共済組合の加入者と私立学校教職員の共済では、実情が相当異なります。先ほど中曽根文部大臣も、私学共済の場合は一般の企業と同様に、そういうふうにおっしゃった。本当にそうございませぬ。ですから、公務員共済の方はいわば親方日の丸であるのかもしれないが、私学の場合は本当に民間企業と似たようなところで、巨大なものから中小企業、零細までさまざまな私立学校があります。

法律によりまして、昭和二十七年に既にこの私立学校振興会法の附帯決議のところで「国公立の教職員と均衡を保てるような別途の施策を考慮すること」というのがあって、今回のこの提出理由にもきちっと「制度創設以来、国公立学校の教職員にかかる共済制度等との均衡を保つことを本旨とし、逐次」と、こうなっております。ですから、

ら、国家公務員共済組合法を準用しているというふうにも書いてございまして、私が体験上実感したのではなかなかそうではない。もちろん、公務員よりも大きく上回る学校もありますけれども、実態はなかなか、先生もそうだし、そこに働く職員さんというのは本当に大企業と零細企業といった差がございまして。

それで、それに加えて少子化の中で、今、私立学校では、東京というのは特殊なかもしれませんが、私は岡山ですが、実感しているのは、定員に満たなくて学校の存続が危ういというところも出ています。ついでにこの間も、私の前の職場は短期大学ですが、その友達に会ったら、まだ定年よりも大分あるのだけれども、リストラで僕はこの春でも首切りだ。たまたまその人は園業をされておりますから、そちらに行かれてそれをされるようであれば、そういうことも目の当たりに実感しております。

私立学校共済の加入者数を見ると、大学が最も多くて、次は幼稚園なんです。私もこれは意外だったんですけど、それから高等学校というふうになっていきます。これは難しいのかもしれないが、一般企業なんかの場合ですと、大企業に働く人と中小企業に働く人の率というの、意外に中小企業が低いわけなんです。学校の場合は大中小企業くらいに考えてみて加入者数というのはどれくらいの比率でしようか。

○政府参考人(本間政雄君) 私学を大企業、中企業、小企業というふうに分けるというのは、私どもではそういうふうな区分の仕方をしておりませんので、私学共済の長期給付の加入者数を学校種別ごとに申し上げさせていただきます。

平成十年度末現在で四十三万三千六百人ということになっております。主な学校種別ごとの加入者の比率でございまして、先生がおっしゃいましたように、短大を含みます大学が全体の四四・七%、次の次が幼稚園でございまして二一・五%、次いで高等学校が二〇・一%、中学校が二・八%、小学校が〇・九%となっております。そのほか専ら

修学校、各種学校、それから盲聾等の特殊教育諸学校、さらには高等専門学校、それから事業団関係の職員ということになっております。

なお、つけ加えますと、学校のいわゆる職員の規模とは関係なくこの長期給付につきまして保障をするということで制度ができて上がっております。その点については申し上げておきたいと思ひます。

○石田美栄君 先ほど申し上げましたが、「国公立の教職員と均衡を保てる」という言葉がありますが、この私立学校共済、今、共済と振興事業団とが一緒になっていますが、短期給付だとか福利事業についてほかの共済組合と大体同じような制度になっているんでしょうか。

○政府参考人(本間政雄君) 他の共済事業の詳細につきましては詳しくは承知しておりませんが、適切な福利厚生事業等を事業団で計画いたしまして行っているところでございます。

○石田美栄君 今おっしゃったように、詳しくは承知しておりませんが、この私立学校共済、今同じ事業団、一緒に特殊法人の統合ということになっていきますが、私学共済は文部省の管轄にあつてどの程度の監督、指導をされているのでしょうか。これは文部大臣の方に。そして、特に積立金の運用については文部省はどういう関与をされているのでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私学共済制度の保険者は、特殊法人であります。委員からも今お話ございました日本私立学校振興・共済事業団でございます。

この事業団に対する文部大臣の監督、指導についてのお尋ねでございますが、これは、事業計画、予算の認可、また決算の承認及び検査等を通じて行っているところでございます。この事業団において、私学共済法の定めるところにより適切に共済業務を行っているものと考えております。また、積立金の運用の現状に対するお尋ねでござい

ざいすけれども、私学共済の積立金は平成九年度末現在で二兆六千九百四十三億円でございす。この運用に当たりましては、法令の定めるところに従いまして安全でまた効率的に行つておりまして、私学共済の健全な運営に役立っている、そういうふうにご覧いただいております。

運用環境の厳しい中ではございすけれども、今後とも安全な運用を基本としながらより一層効率的な運用に努めるよう指導していきたい、そういうふうにご覧いただいております。

○石田美栄君 多分今の御答弁でも察しがつくのですが、厚生省が厚生年金をやっているような、そういう関与はないんだらうと。安全に効率的にやれと指導し、あるところで報告を受けてチェックしている。ですから、実質は多分自主的に運用しているという実態なんだろうなというふうに思うのですが、次の質問に行かせていただきます。

各種年金制度の財政見通しの中で最終保険料率到達年度が最も遅いのが私学共済とありますが、私学共済の年金会計の現状はいかというふうにご覧いただいております。数字でも出ていますが、少子化が進んで学生が集まらなかつたり、将来の状況というのは地方では特に不安を持っている。そういう中で、少子化の予測はもうそろそろしょうけれども、私立学校がこれから淘汰されていつて加入者数が減ると思うんですけれども、そういうものも予測に入れてこの会計の現状というのは出されているのでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私学共済の年金財政の将来の見通しにつきましては、今回の改正案と掛金率の据え置きを前提といたしまして、四共済ともございすけれども、将来加入者数の見込み方について三通りのケースを想定して行つております。

このうち、最も厳しい出生率の低下に伴う学齢人口の減少に比例して加入者が減少していく、そういうケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年でありますと現在の六割程度になるという厳しいものでございすけれども、この場合、現行の掛金率一・三・三・三について、次回再計算時以降五年ごとに一・八・八・八に引き上げることによりまして、平成五十七年度の二・八・三・三をピークにいたしましてそれ以降は財政が安定するものと、そういうふうに見込まれておるところでございす。

厚生年金の最終保険料率は平成三十七年度時点でたしか二・七・六・六と見込まれておりますけれども、それと比較いたしますと、私学共済の方は穏やかな掛金率の段階的な引き上げによりましては同程度の最終掛金率による財政の安定が可能である、そういうふうにご覧いただいております。

○石田美栄君 そこで、私、ちよつと疑問に思うのですが、私学共済というのは規模も小さいし状況はなかなか大変なのかなと思つていたら、実際にはそうでもない。厚生年金と比較しても、どうやら厚生年金の方が大変みたいです。

そうすると、厚生年金というのは本当に大規模で、それを厚生省が直接やっている。そういうのも、私学共済のようにある程度の規模で自分たちで、文部省から運用そのものは直接は干渉されないで、自主運用で責任を持ってやっていく。今回も厚生年金が将来少子化もあつて非常に危機的な状況になるからという事で一連の改正が行われるんですが、私学共済の運用、私も専門的にきちつと認識してはありませぬけれども、おおよそ感じてるところで結構いいということ、何か厚生年金の運用、年金福祉事業団のことなんかもいろいろ問題になったり、私なんかも身近にそういう施設があるのを見たりしていますと、私立学校共済のいろんな施設の運用なんというの、すごく営業としてうまくやっているのを利用して感じています。

厚生年金の会計と比較して、私学共済のように自己責任でやった方がお役所がやるのよりもうまくいくのかなというのを感じているんですけれども、厚生政務次官、こういう感想をどういうふう

○政務次官(大野由利子君) 社会全体の就業構造の大変な変化、またそれぞれの年金制度の今までの変化というふうなものを経てまいりまして、昭和六十一年には船員保険と厚生年金の統合が行われてまいりましたし、また平成九年の四月には日本鉄道、日本たばこ産業、また日本電信電話の各共済組合と厚生年金の統合が行われてきたところ

でございす。被用者に対する趣旨というのは同じような趣旨であるわけですが、それぞれが分立した形で年金制度が今までは発展してきたわけですが、それぞれが分立した形で発展してきた。私学共済に關してはそれはど現状では深刻ではないという状況のご覧いただいておりますが、今、私もちよつと例に取り上げましたけれども、それぞれの職種なりそういうところによつては大きく就業構造の変革を迫られているということがあつて今日の厚生年金の一つの大きな再編成が進められてきた、こういうふうにご覧いただいております。

○石田美栄君 その再編成の中で、確かに私学共済の加入者の場合というのは、私自身実感したんですが、私は平成五年に議員になりましたから、やめる時点では私学独自の計算方法でしたから、実際に六十歳を超えて計算が来まして、年金が物すごく少なくなつた、やめた時点でもらつていた資料ですとね、私学共済独自の年金の計算の仕方と。統合の中で金額にして多分十萬くらい減つていたみたいです。

そのことは、社会全体、今、政務次官もおっしゃつたように統合する中で合わせていくということ、それはそれで納得しておりますが、私学共済独自のやるとそういうことができたのかもしませんが、何か護送船団方式かなという感じを持ちました。いろんな事情がありますけれども、一番お困っているという状況が悪い、あるいは対応が遅くなつた、そういうところに合わせるという事でそうなのかなというふうに思いま

した。私学共済の加入者の場合は基礎年金と報酬比例の共済年金だけで、いわゆる厚生年金なんかの適格退職年金とか厚生年金基金といったものはこの私学も多分それはないのでしうね。その相当分というのが多分、統合、一律になったときに職域相当部分がそれに当たるといふのは、私自身計算をもちつていてわからないんですけれども、そういうことなんですか。担当の方で結構です。

○政府参考人(本岡政雄君) ただいま委員御指摘のとおり、私学共済の加入者につきましては、厚生年金のような適格退職年金、厚生年金基金といったようなものはございせん。我が国の公的年金制度でございますが、これは従来、民間サラリーマンを対象といたしまして厚生年金、それから公務員や私学教職員等を対象といたしまして数種類の共済年金、さらには自営業者等を対象とする国民年金等と分立しておつたわけでございますが、御案内のとおり昭和六十年に抜本的な改正が行われまして、被用者年金制度間における給付の統一化あるいは共通化というのが図られたわけでございます。

こうした経緯を踏まえまして、現在の共済年金制度でございますが、まず一階部分といたしましては国民年金、これは基礎年金と言われている部分でございます。それから、二階部分といたしまして厚生年金相当部分、これは報酬比例部分というふうにご覧いただいております。それに加えて三階部分、職域部分という三階建ての体系となっております。

この職域部分についてのお尋ねでございますけれども、一般の民間企業におきまして適格退職年金あるいは厚生年金基金といった企業年金が普及している、おおよね三分の二ぐらいの企業でこういうものが設けられているという状況でございますので、これを考慮しまして設計されたものでございす。

御案内のとおり、私学共済制度でございますが、教育基本法の趣旨を踏まえまして、私学教職員につきまして国公立学校教職員の共済制度と同様の制度を設けて、私立学校教育の振興に資するという目的を持っていくわけでございます。このような趣旨から、私学共済年金の職域部分につきましても国家公務員等の共済制度に準じて設けられたということになっております。

○石田美栄君 多分、そういうふうになったことで、それ以前の私学共済年金をもらっていた人にとっては改悪になったんだろうなというふうに思うのです。それはそれといたしまして、こういう改正によって一律、前回そうなんだと思います。

私なんかも同僚のを聞いてみると、大学を出てから公立の高等学校にいて、それから私立の大学に勤めて、今度国立の大学に勤めると、どこどころでも二十年には達しない、それで将来どれかをつながない年金が全然ないという状況の友達がいまいたが、そういうことは多分もういろいろな形でさかのぼって改善措置がなされているんだらうと思います。また、ほかにも、国立大学の先生をずっとして、やめられて私学に行きますと、共済が違いますから、私学でまた五年、十年勤めると、それはまた割引にはなりますけれども私学の年金ももらえというふうな状況があって、非常に喜ばれた先生も、そういうのも経験しましたけれども。

こういうあたりは、今特にこれからは転職とか、先ほども申し上げたように私学はいろいろな厳しい状況がありますから、公立にかわるだけじゃなくて一般会社に勤めるようなこともありまされども、こういう中で年金の継続性、特に報酬比例のところをそれによって不利にならないような、そういうところの制度はどういうふうになっているんでしょうか。

○政府参考人(本間政雄君) 御案内のとおり、私学も少子化という状況の中で学生の確保等が大変厳しい状況にございますので、今後は私学の先生

が転職をされる、民間企業に移られるというようなことも考えられるわけでございますし、またそれとは別に、国立の学校の先生が私立に移られる、あるいはその逆のケースもあるのではないかなというふうに思います。

そうした場合の各種年金制度とのつなぎといった委員御指摘のとおり、このあたりにつきましては、まず公的年金制度の一階部分に当たります国民年金、いわゆる基礎年金と言われている部分でございますが、これは一般サラリーマンであつてもあるいは共済の加入者であつても全国民共通の制度ということになっておりますので、転職による影響は一切ございません。

また、報酬比例部分、いわゆる二階部分に当たります共済年金及び厚生年金の年金受給資格はどうかということでございますが、この期間につきましては、ある一つの制度の加入期間のみならず、他の制度に移った場合、その制度の加入期間も通算をするということになっておりまして、通算をして二十五年以上の期間を満たせば、これを要件として加入期間に応じた年金がそれぞれの制度から支給されるということになっております。

具体的に例を挙げて申し上げますと、例えば二十年間私学で勤務をした教職員、この間私学共済の加入者ということでございますが、この方が何かの事情で民間企業に転職をしたというような場合でございますが、民間企業に移られて厚生年金の加入者になられまして例えば二十年間加入をするとした場合には、合計で四十年でございますというのことで通算して二十五年以上の加入期間を有しているということになりますので、私学共済からは二十年分の退職共済年金が、また厚生年金の方からは二十年分の老齢厚生年金が支給されるということでございます。これを合せてございまして、先ほど申し上げましたように国民年金の方から四十年分の老齢基礎年金が支給されるということになっております。

このように、我が国の公的年金制度におきましては、転職によりまして制度を渡り歩くというようなことがございまして、それぞれの制度の加入期間に応じた年金が支給されるように適切な仕組みが設けられているということでございまして、○石田美栄君 そういうふうになって、同じ種類の年金にいたのとそれから違うので別々にもらうことで不利が起こるということはないんですか。

○政府参考人(本間政雄君) ただいま申し上げましたように、それぞれの共済制度の加入期間に応じた年金が支給されるということでございまして、仮に一つの共済制度に加入していた場合と比べてどうなのかというお尋ねでございますが、それぞれ加入期間でございまして共済制度等に応じまして事情が異なるというふうに考えられますので、ちよつとこの段階では詳しくは調べておりませんので一概には申し上げられません。お許しをいただきますと思います。

○石田美栄君 いろいろ現実的なことをお尋ねいたしました、最後になるかと思ひますけれども、将来的にはどうなんでしょう、こういう厚生年金、共済年金、国民年金だけの人はちよつと別としまして、私が最初に質問を考えたときには、私学というのは本当は一番不安なんだろうなと思つていたら、現実には私学共済の将来というのはそうでもないというのを知つて安心したのですが。

私の地元なんかでは、私の身内も私立の大学に勤めたりしてまして、将来自分たちは年金をもらえらるうか、私学は細つていくのというふうな思つていたのに対して、日本の国全体の私学ですからそうはならない、実態はそうではないよなので、その点では多少安心いたしましたけれども。

こういった幾つかの各種の年金がございまして、将来的には、厚生省が中心になるのかと思ひますけれども、本当に安心できる年金をつくり上げるといふ意味では、どういう方向に行くのでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) これから社会構造、就業構造の変化がますます大きくなってくる、このように思ひますし、各共済制度等々の制度の成熟化の進展というものも考えられるわけでございまして、制度の安定化と公平化を図るために、平成八年の閣議決定で、被用者年金制度の再編成を着実に推進していく、このように決定をしている次第でございます。

閣議決定におきましては、被用者年金制度の分立による不安定な負担や制度運営の不均衡な問題というものは、主として各制度の成熟化の進展に伴つて生ずるものであることから、今後、二十一世紀にかけて各制度が成熟化する段階において徐々にこの再編成を進めていく、このようにしている次第でございます。

○石田美栄君 もうちよつと時間がありますので、せつかく文部大臣がおいでになっていただきます。

きょうは年金を中心とした福祉事業の話でありますけれども、子供たちの四分の三が何らかの形の高等教育を受けると言われていた現在、大学の七三・二%、短大の九二・一%、専修学校の九三・一%を占める私学教育について、そこに働く教職員の年金の話でありましたけれども、最後にひとつ文部大臣、こういう日本の私学教育に対する御所見、そして将来の展望といひますか、そういうあたりの御所見をお伺いできたらと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今、委員からお話がございますように、我が国の私立学校の果たしている役割というのは、今数値を挙げてお話しただきましたけれども、高等教育機関のうちの在学者数で申し上げますと約八割、高等学校では三割というように数を占めておりまして、日本の学校教育の発展に大きな貢献をしてきた、そういうふうな思つております。

しかし、最近、社会情勢が大きく変化をいたしました、少子化等によつて児童生徒数も減少してきていて、そういう私立学校を取り巻く環境も厳

しくなっております。それぞれの私立学校がこれらに適切に対応していかなければならないわけでありまして、こういう中で、各私立学校におきましては、それぞれ教育の研究条件の向上を図りながら、国際化とか情報化あるいは生涯学習への積極的な対応等をとることにより、また個性豊かな学校づくりを行うことによりまして、さらにまた経営基盤を強化するなどして、さまざまな取り組みを行いながら教育環境の維持に努めておるところでございます。

今後とも、この大きな役割を果たしている私立学校が魅力ある教育研究活動を積極的に進めていくということが強く期待されるところでありますので、文部省といたしましては、厳しい国の財政事情の中ではございますけれども、各級の私学振興施策を講ずることによりまして、各私立学校のさまざまなこういう努力、取り組みを支援していきたい、そういうふうな思っておるところでございます。

○石田美栄君 終わります。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、私の方からは四共済の中から地共済に絞ってお伺いをいたしたいと思っております。

地方行政改革、私も以前は地方行政委員会に大変長い間お世話になっておりました。当委員会にまさるとも劣らないいい雰囲気でお仕事をさせていただきました。現在もそうでございますが、自治省のホームページなどを開かせていただきましたと、今は「言いたい知りたい」地方行政、この行革に対していろいろ自治省が取り組んでおられることだとか、そして全国の方々のお声をたくさんお聞きになっている。

そこで、まず自治省に、今後どういうふうな地方行政改革をやっていくのかということからお尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(木寺久君) 自治省といたしましては、平成九年十一月に地方行政の指針を策定いたしましたので、その中で定員管理の数値目標の設定等

取り組み内容の充実を図りますとともに、これらの内容を広く住民にわかりやすい形で公表しながら積極的に行政改革の取り組みを進めるよう地方公共団体に対して要請をしているところであります。

各地方公共団体におきましては、この地方行政指針に沿って、定員管理の数値目標の設定や民間委託の計画の推進など主体的かつ積極的な行政改革に取り組んできたところであります。

自治省といたしましては、今後とも自己決定、自己責任の原則に基づき、地方公共団体が住民の監視のもとで主体的にみずからの行政改革に取り組むよう要請するとともに、主体的な地方行政を促すための財政支援を積極的に進めてまいります。

○西川きよし君 ありがとうございます。私がお世話になっているのは白川自治大臣でございます。細かいことをいつもお願いしておったんですけれども、そのときには固定資産税約四十六億円と不動産取得税約六十億円、合わせて百六億円で、大変なお金ですけれども、御質問させていただいて実現をさせていただいたこともございます。そういった中で、この地方行政に対する熱い思いを随分大臣にも聞かせていただいたんですけれども、その中で、今もございましたけれども地方公務員の数、こういう御見解も随分お伺いいたしました。

今後のこの地方公務員数のあり方について自治省さんではどういうふうにお考えになっておられるのか、また地方公務員が削減傾向に向かった場合、将来、地共済に与える影響というものを伺いたいと思っております。

○政府参考人(木寺久君) 地方公務員の定数管理につきましては、先ほどもお話ししましたように、各地方団体におきまして主体的に数値目標を定めた定員適正化計画を策定して、その適正化に取り組んでおられるところであります。

地方公務員総数につきましては、平成七年から五年連続して減少しておりますので、この五年間で

約五万人減少しているところであります。

国、地方を通じて行政改革の推進は現下の喫緊の課題でありますことから、自治省といたしましては、これまでも地方団体に対して定員管理の適正化を要請してきたところであります。今後とも定員適正化計画の着実な実行と見直し、数値目標の公表など定員の縮減、増員の抑制に積極的に取り組むよう要請をしていく考えであります。

それから、このような地方行政でありますとかあるいは少子高齢化の影響等によりまして地方公務員の数が増えたり減ったりということもあろうという見通しに立ちまして、今回の財政再計算におきましては、再計算の前提であります将来の組合員数を、これまでの前提であります一定とするケースに加えて、対人口比率一定で減少する場合、それから対厚生年金被保険者数比率一定で減少する場合の三通りの推計を行っております。

この中で、減少幅が最も大きくなります対厚生年金被保険者数比率一定で減少の場合につきましては、二〇六〇年度、平成七十二年度には現在の地方公務員総数に比べて約三分の一程度減少するという見込みでございます。いずれのケースにおきましても、今回の制度改正を前提にいたしますれば、最終保険料率は、前回、平成六年の財政再計算におきます最終保険料率の見込みを下回る水準となる見込みでございます。また、この時点で一定の積立金を保有し、将来の年金給付に備えることができる見込みであります。

このように、今回の制度改正によりまして、給付面での見直しを行う一方、保険料率につきましては当面据え置きますものの、財政再計算の結果に基づき適切な水準に、なだらかに引き上げていくべき長期的に見て収支の均衡を図ることができるといふふうに思っております。

○西川きよし君 御丁寧にありがとうございます。それでは次に、ちよつと具体例をもって御質問

をさせていただきたいんです。先日、地元の新聞で大きく報道されたものでございますけれども、ぜひこの機会にお伺いしておきたいな、こういうふうな思ったものであります。

まず、自治省にお伺いしたいんですけれども、昭和六十年のこの改正時のことですが、今「懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行わないこととする」と、このような附帯決議が衆議院の地方行政委員会決議されているわけですが、この点につきまして、その後どのような措置がとられたのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○政府参考人(木寺久君) 昭和六十年の法律改正におきましては、長期給付の給付設計が変更されましたために支給制限の方法についても変更されたこととなったわけでありまして、地方公務員共済年金制度が社会保険制度の一環でありますことから、組合員本人の掛金相当部分についてまでも支給制限を行うことは不適当であるとの趣旨から、先ほど御指摘のありました附帯決議がなされたものと考えております。

支給制限の方法を定めます政令におきましては、この附帯決議を受けまして、禁錮以上の刑に処せられた場合または懲戒処分を受けた場合には戦域年金部分の百分の五十を支給制限することとされているところでございます。

○西川きよし君 次に、照会書というのがあるんですが、「照会書偽造の元警部補、年金一部差し止めを 市民オンブズが監査請求 奈良」という大阪の新聞での記事ですけれども、「捜査の照会書偽造罪など起訴された、懲役二年を求刑されている県警の元警部補について、県警が懲戒免職処分としなかったのは違法だとして、市民オンブズ・ならが八日、県の監査委員に、被告への地方公務員共済年金の一部の支払い差し止めを求める住民監査請求をした」、続きまして「監査請求書では、この事件は懲戒免職が相当として、地方公

公務員共済組合が、職域年金相当部分の一部の支給を停止するよう求め、仮に支給する場合は本人や県警幹部に、差額を賠償させるよう求めている。そして「代表委員は「懲戒免職となるべき犯罪を犯しているのに依願退職を認め、不当な利益を与えることになるので問題を提起した」と話した。」というふうな文でございませう。

こうした事案に関連いたしまして、この地方公務員共済年金の支払い差し止めを求める住民監査請求が行われたことについては、どういふ自治省の方ではお考えでございませうか。

○政府参考人(木寺久君) この種の事案につきましては、この制度でございませうが、組合員が禁錮以上の刑に処せられた場合または停職以上の懲戒処分を受けたときは、その者に支給する退職共済年金等の額のうち、いわゆる職域年金部分の額の全部または一部を支給しないこととされております。

具体的に申しますと、組合員が禁錮以上の刑に処せられた場合は職域年金部分の額の百分の五十、それから組合員が懲戒処分によつて退職した場合に職域年金部分の額に懲戒処分による退職までの組合員期間を年金の算定の基礎となつた組合員期間で除して得た率を乗じて得た額の百分の五十、それから組合員が停職処分を受けた場合には職域年金部分の額に停職処分を受けた組合員期間を年金の算定の基礎となつた組合員期間で除して得た率を乗じて得た額の百分の二十五、それから退職共済年金等の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には職域年金部分の額の百分の五十の給付が制限されることとなっております。

これらの給付制限は、当該給付制限を開始すべき月から通算して六十カ月、五年間に限り行われるわけでありませうが、退職共済年金等の受給権者が禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を受けるときは、その間は職域年金部分の額が停止されるという制度になっていゝところでありませう。

○西川きよし君 ありがとうございます。

法律を読ませていただいたり、そしてまた法律や制度やそういう行監、そしてまた法律にのつ

とつてやるべきことはよくわかるんですが、そこにはまた子供さんや奥様や家族のことやと、いろいろこう目を通して勉強させていただきませうと、難しい部分も多々ございませうけれども、本場に今まさに公務員の処分のあり方が問われているというふうな時期でもございませうし、住民感情からしますとさらにこの規定を厳しくすべきだといふような声ももちろんございませう。

この懲戒処分等による給付制限の措置のあり方、もう時間が参りましたのでこれを最後の質問としたいのですけれども、ぜひ自治省の方から御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○政務次官(橋本太郎君) お答え申し上げます。

ただいま公務員部長の方から御説明申し上げましたとおり、いわゆる職域年金部分のうち地方公共団体負担相当分である百分の五十を支給しないこととし、組合員本人の掛金相当分である百分の五十は支給することとしていゝところ、このうふに部長は申し上げました。

議員御承知のとおり、公務員の年金制度は公的年金制度としての性格とともに、公務員制度の一環としての性格を持つていゝわけにございませう。厚生年金にはこのようないわゆる罰を受ける部分と、それからもう一つは本場に自分が一生懸命今日まで掛けてきた部分、これはいわゆる年金部分でございませうが、これまでも取り上げていゝというところにつきましまして、これは先生も人間でございませうから、せつかく一生懸命掛けてきたものを全部取り上げていゝというところは、これは先生も御理解いただけるんではないかと、このように思ふところでございませうので、五〇％は残すというところで御理解賜りたいと思ひます。

○西川きよし君 終わります。

○委員長(猪野安君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、井上美代君が委員を辞任され、その補欠

として須藤美也子君が選任されました。

○須藤美也子君 日本共産党の須藤美也子でございませう。

共済年金の一つである農林年金について質問させていただきます。

本法案によつて二〇一三年より支給開始年齢が引き上げられ、二〇二五年には六十五歳になる。

農林団体の定年は大体六十歳。六十歳以上になかなかならない中で、当面は退職金などで食いつないでいても無年金の年が發生するわけです。そのときの生活の保障は何もありません。その間の生活をどう暮らしていったらよいのか、農水大臣、どのようにお考えでございませうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) お答え申し上げます。

農林漁業団体では高齢化の進展に対応して定年年齢の延長に努めてきており、六十歳以上の定年年齢を定めていゝ農林漁業団体の割合は平成七年の七七％から平成十一年度には九五％となつております。また、農協系統組織では、高齢者雇用対策として、農協等の業務を受託する人材センターを四十四都道府県で設置し、定年退職者の再雇用を努めていゝところでありませう。

今後における高齢化の一層の進展を考慮いたしますと、こうした農協系統組織の高齢者雇用への取り組みは望ましいものと考えられ、農林水産省といたしましてはこのような取り組みがさらに促進されるよう適切に指導してまいりたいと考えております。

○須藤美也子君 高齢者雇用といつても非常に今厳しい状況になっていゝと思ひます。四十四ですか、JAGグループで人材センターをつくられていゝのが。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) そうです。

○須藤美也子君 そうですね。毎年約三万人の農林団体の職員が退職をなさつております。人材センターの再雇用実績はどのようになつていゝでしょうか。

○政府参考人(石原英君) 人材センターの雇用の実績でございませうけれども、平成十年六月末現在で一千六百六十四人となっております。

○須藤美也子君 毎年三万人の方々が退職をなさる。そういう中で、人材センターの再雇用の実績は、これは一年間でいゝのか、千六百六十四人というの。

年間千六百六十四人というのでは余りにも再雇用といふことでは展望がない、このように言わざるを得ないと思ひます。

さらに、農林漁業団体においては定年年齢が延びていく。しかし、六十一歳以上の定年、これを実施していゝ団体はどのくらいあるでございませうか。

○政府参考人(石原英君) 農林年金加入団体の定年年齢の実施状況でございませうけれども、六十歳以上の定年を定めていゝものは九五％ということにございませう。

○須藤美也子君 六十一歳以上の定年のことを私は申し上げていゝんですけれども。

○政府参考人(石原英君) 失礼いたしました。

六十一歳以上は四・五％となつております。

○須藤美也子君 大変少ないですね。そういう中で六十五歳に定年を引き上げるといゝことになりませうと、雇用情勢も含めて非常に厳しい問題が出てくると思ひます。

そこで、六十歳にならないうちに農林団体の方々は、退職勧奨や団体の解散によつて非常に最近退職がふえていゝ傾向にありませう。例えば、農林団体の退職状況は、五十歳代が前年の二二・五％から二五・四％、二・九ポイントふえております。

先ほど六十一歳以上の定年は四・五％と。こういう状況の中で、今、人材センターも余り稼働はしてない、高齢者雇用対策を非常に強化しなければならぬ、こういう状況にあると思ひます。が、そういう中で退職者がどんどんふえていゝ、退職せざるを得ないような状況に追い込まれながら退職してゐる、再雇用も厳しい。とすれば、この雇用の問題をどのように強化していゝのか、具

体的に示していただきたいと思ひます。

○政府参考人(石原義君) 二点申し上げたいと思ひます。

まず、六十一歳以上の定年を定めておりますのは、先ほど四・五%と申し上げましたが、今回の改正は二階、三階部分、給与比例部分につきまして支給開始年齢を十分な準備期間をとった上で平成二十五年度から段階的に六十歳から六十五歳まで引き上げることとありますが、また引き上げ後も六十歳から年金を繰り上げて受給できる道を開くということをしているという点を申し上げます。

それで、この六十五歳の定年の問題でございますが、現在、六十五歳の定年の導入につきまして検討中の団体、これは全中それから農林年金の方で平成十年に調査したものでございまして、検討予定というものが四〇・二%になっております。なお、既に導入しているのが二・九%、導入検討中は四・七%ございまして、検討予定というのは四〇・二%ということで、半数ほどが六十五歳の定年につきまして何らかの検討に入っているというふうに理解しております。この実施まで若干時間がございますので、先ほど大臣が申し上げましたように、我々もいたしましてこういう方向での努力を進めていきたいと思つております。

それから、もう一つ申し上げたいのは、現在、勤務延長制度というのと再雇用制度というのを系統の方では採用いたしております。勤務延長制度といふものは、定年年齢が設定されたまま、定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度でございます。これが現在五・七%になっております。それからもう一つ、再雇用制度というのがございます。これは定年年齢に到達した者を一たん退職させた後に再び雇用する制度でございます。この制度があるJAは二・三・七%ということになっております。

いろいろ申し上げましたが、人材センターのほかにこういう制度を持つているJAがかなりございます。我々は、こういう方向での努力を進め

ていきたいと考えているところでございます。

○須藤美也子君 いろいろ数字をお述べになつたようでございますけれども、今、農業団体では退職奨励で五十歳代の退職者がふえていると先ほど申し上げました。雇用確保とは逆の方向に今行つていっているんです。このような中で、支給開始年齢が引き上げられたら本当に大変だと、現場ではそう言つております。その上、支給総額も減額される。五%削減、賃金スライドの廃止と合わせ、二〇二五年に年金支給の対象になる人は現行制度に比較して生涯の給付総額はどれだけ削減されるのか計算しておられると思ひますが、いかがですか。現行制度と二〇二五年に削減される金額との差額です。

○政府参考人(石原義君) モデル世帯の設定でございます。二〇二五年に六十歳で退職する夫と妻につきまして、六十五歳及びその平均余命、十八年間とらえてありますが、それまでの間に受給する退職共済年金及び老齢基礎年金の生涯受給総額は、現行制度では五千五百万円となつております。改正案では四千四百万円という試算結果となつているところでございます。総額で見ますと、二割程度減少するということでございます。

○須藤美也子君 つまり一千百万円、これが削られるということですね。二割削られるということになるわけですね。この農林年金が削られるに農業・農村で長い間苦勞して働いてきた組合員の老後の生活を削り取るような改悪になると思ひますが、これは本当に認めるわけにはいかないと思ひます。

大臣、このような老後を削り取るような改悪法、二割も削り取るような改悪法に対して、大臣は改正法と思ひますけれども、私どもは改悪と思つておりますので、それについてどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 現行のままですべてが推移できればこれにこしたことはないわけでございますけれども、御承知のとおり、我が国の社

会が高齢化が進んでいる一方で少子化が進んでお

る、こういう状況でございますから、そういう中におきまして、何とか工夫して将来ともに国民の老後生活の安定を確保するために、安心して年金が受給できるようにしていくことが大事である、こういうふうな思ひでございます。確かに、委員のおっしゃられるように減少はするわけでございますけれども、制度を維持し、そして将来世代の負担が過重なものとならないように制度全体の見直しを行つていく必要がある、こういうふうな考えでございます。

○須藤美也子君 そうしますと、大臣が今おっしゃったことは制度を維持していくということな

では、改正しなくてもいいということですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) つまり、老後の心配がないように、この制度全体がなくならないように維持していくということが大事だと思ひます。

○須藤美也子君 本当に老後を安心して暮らしていくためには、現行制度を維持していくということなんです。現行制度を悪くしておいて、どうして老後の安心な生活が送れるとお思ひですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 将来を考えますと、現行制度を維持していくことになつてまいりますと財源が枯渇するわけでございます。そうしますと、将来全く年金がもらえない、こういう人も出てくるわけであります。そういうところにも配慮する必要があるんじゃないかと。

確かに、理想は委員のようによることが一番大事なことでございますけれども、いずれかの将来、現在のままでいった場合におきまして必ず行き詰まると。その責任について何にも言つておらないというのは一方的ではないか、こう思ひます。

いったらもらえない人も出てくるかもしれないと、そういう考え方は、老後の生活を守つていく、そういう立場に立つた政治というのは生まれ

てこないと思ひます。

そこで、財政の問題についてお尋ねしたいと思ひます。財政の問題について、JAは九七年の第二十一回大会で二〇〇〇年までに五万人の人員削減を行うことを決めました。これは御存じですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林大臣として当然のことでございます。

○須藤美也子君 今の答弁で、五万人をリストラするというのが当然なのか、それともJA大会で五万人削減することを知つていたということが当然なのか、どちらなんですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 知つていられるかと聞かれましたから、知つていられるのは当然であると、こういうことですね。

○須藤美也子君 それでは、九四年の財政再計算のときに、農林年金加入者はピーク時の五十二万人、こういうふうな対象として計算をしていられるわけですね。しかし、九八年度には既に四十八万人に減少してございます。そして、今でも減少し続けている。九四年度の財政再計算の時点では、将来組合員数は五十二万人と見込んでいたんですが、このように減つていられる。これは農水省の見込み違いはありませんか。

○政府参考人(石原義君) 見込み違いとおっしゃられました。この財政再計算につきましては、人数の問題、運用利回りの問題、多々ござい

ます。こういうものもあつたものをあわせて財政再計算として計算いたしました。制度の改正につなげていくという性格のものでございます。

○須藤美也子君 九四年というのはどういう年なのか。きのうも聞きました。農水省であればわかっているはずですが、九四年という年はウルグアイ・ラウンドに合意した年でありまして、米を初めとする農畜産物の輸入拡大が始まつた年、こういう年です。こういう中で農業・農村が深刻な状況

に今落ち込んでいます。

こういう状況がわかっていながら五十一万と計算をした。そして、今、財政が大変深刻になってきている。このままいつた年金を払えないような状況を迎えることになる。このような極端な答弁を大臣はおっしゃってありますけれども、九四年度にこういう財政再計算をした時点で私は農水省の責任は重大だと思ふんですが、その点はどうですか。局長でもいいです。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 確かに、いろいろな情勢が影響して農協の経営その他に影響を及ぼしているものがあるかとは思ふわけでございましてけれども、やはり金融の問題であるとかいろいろな社会情勢の変化に伴いまして農協系統もスリム化しまして、そして地域農業の振興や担い手農家の営農活動の支援を的確にやっていく、こういうようなことから組織自体で討議をしまして決定したものと考えておるわけでございまして。

○須藤美也子君 農業を取り巻く情勢が非常に厳しい中でこのような年金問題も含めて政策がとられていくわけです。組合員の減少というのは、農協の合併、解散、そういったような中で職員を減らせば、こういう状況が進んでいるわけですね。退職者の理由の中には、団体の解散、合併がふえているわけですね。

組合員減少の背景に農産物価格の低下や輸入の増大、こういうことによつて農家と農協の経営が圧迫されている、こういう問題があると思ふんですが、そう思いませんか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 社会一般におきましても、この間におきましてはそれぞれの経済情勢に応じまして、会社におきましてもリストラとかそういう形で改革が行われてきておる。農協組織であったとしても、そうした経済社会の上の変化にやはり対応せざるを得ない、こういう側面もあったものと考えております。

○須藤美也子君 つまり、年金の財政問題を今日こままで深刻にしたその一つの要因は、組合員が減少している、激減している、こういう問題が一

つあると思ふんです。そうすれば、どうするの

か。まず一つは、食料・農業・農村基本法の中では自給率の向上、それから生産の増大をうたつております。しかし、こういう中でも農協の職員が減少している。こういう農協職員の減少が基本法に定めている自給率の向上や生産の増大に大きなマイナスになっているんです。

例えば、ある雑誌にこういうことが訴えられております。農協の広域合併によつて、今まで農産物を集落まで出向いて出荷していたが、合併と同時に旧支所まで農家が持つていくことになり、車の運転のできない高齢者農家は農業経営を続けることが困難になってきた。農協職員の果たしている役割、これまで果たしてきた役割というのは極めて重大な問題なんです。農村の活性化にとつて欠くことのできない役割を果たしてきたんです。その農協職員を農協の合併あるいは解散、こういうことで計画では五万人も削減する。このこと自体、私は非常に大きな問題がある。

ですから、職員を確保するために雇用拡大、組合員をふやすためにどうするのか、こういうことを前向きに考える必要があると思ふんですが、大臣はどうでしょうか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) まず、組合員をふやすかどうかということにつきましては、農業の機会をできるだけ大きくしまして、担い手が意欲を持つて取り組めるような施策を講ずることによりまして後継者もふえていく、こういうことが大事かなと、こう思っています。

○須藤美也子君 私は担い手の問題を言っているんじゃないんです。農林年金ですから職員、組合員をふやすということなんです。ですから、その見直しはあるんですかと聞いているんです。

○政府参考人(石原義君) 先生の御指摘でございしますが、農協系統は先ほど大臣が答弁いたしましたが、そのスリム化の中で、合併等を行うことに伴いまして職員に退職を強制したりすることは一切

いたしておりません。合併等を行った場合には、従来の雇用計画が新たな農協の方に承継されるということでございまして、決して退職を強制するようなことはいたしておりません。

農協は、みずからの判断をいたしまして、先ほど大臣が金融事業のことを申し上げましたが、他の金融業態との競争、それから経済事業につきましても、いろんなスーパー等が田舎の方にも進出してきております。こういうところの競争が激しくなっております。そういう激しい競争の中で、あくまで農協系統が地域農業の振興や担い手農家の営農活動の支援を的確に行っていくという判断のもとにスリム化を行ったということでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○須藤美也子君 それはちよつと違うんじゃないですか。全中は五万人の削減をするとか決定しているわけでしょう。ですから、農協の合併とか統合とか解散というのが生まれていくわけです。ですから、農協職員、組合員を削減しないように、維持するように、そういう目標を改めて持つ必要があるのではないかと、新たに持つ必要があるのではないかと、こういうことを申し上げておるんです。そういう目標はない、こういうことです。

○政府参考人(石原義君) 一般の会社でも同様でございますが、今後、厳しい競争を勝ち抜くためには必要なスリム化、言葉が悪ければリストラとすることが必要であらうかと思つております。

○須藤美也子君 組合員、農協職員を本当に必要な人員は確保する、そして農業発展のために、活力ある農業をつくるために私は農協職員あるいは農業団体の職員の削減はやるべきだと、こういうふうな申し上げたいと思ひます。

また、人員の問題とともに財政見直し悪化の一因に運用利回りの低下があると思ひます。九四年度の計算のときは何%を前提にしていたのか、そして現在はどうなつていますか。

○政府参考人(石原義君) 平成六年度の財政再計算における予定運用利回りは、公的年金制度共通

に五・五%となつておりました。また、運用利回りは年々低下してきております。平成十年度は三・七%となつてきております。

これも先ほど申し上げた点でございしますが、このような運用利回りの低下、それから組合員数の見込み、これがかなり予定より少なくなつてきたこと、こういうのもろもろのことを踏まえまして、新たに財政再計算を行つて制度の改正を行うということでございます。

○須藤美也子君 約一兆円の積立金の運用からすれば、二%の利回りの低下は約四百億円の収支見通しの違いになつていきます。これも政府の低金利政策による影響だと思ひますが、これはどう考えていますでしょうか。

○政府参考人(石原義君) 運用利回りは、金融状況の影響を受けているものであらうかと思つております。

なお、先ほど運用利回りの話を申し上げましたが、その他の要素をいたしまして消費者物価の上昇率、これは財政再計算のときには二・〇%というところで計算したわけでございしますが、御案内のとおり、その後の物価指数は、平成八年が〇・一、九年が一・八、十年が〇・六と、これは予定より下回つておることを考慮いたしまして財政再計算を行うということでございまして。

○須藤美也子君 今日の財政状況をつくつた背景には、農政や金融等の政府の施策が背景にあると思ひます。

その点からすれば、衆議院の厚生委員会の附則、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、これは平成六年の衆議院の厚生委員会においてこの附則がつけられたわけですから、これを実施することだと思ふんです。つまり、基礎年金拠出金の国庫負担率を現在の三分の一から二分の一にふやせば農林年金の収支状況はかなり好転すると。どのくらいこの収支がよく

○政府参考人(三石原英君) 国庫負担の引き上げにつきましては、その時期を含めて安定した財源確保のための具体的な方法と一体として検討する必要があると考えておりますが、お尋ねの点につきまして、あくまでも数字上の単純な計算でございますが、それでいきますと、現行の基礎年金提出

金、三分の一の負担額は四百二十六億円となっております。仮にこれを二分の一に引き上げられるというところで計算いたしますと六百三十九億円となりまして、国庫負担が約二百億円程度増加することになります。それを逆にいいますと、農林年金の負担はその分軽減されるということにはなりません。

○須藤美也子君　大臣、国庫負担をふやせば収支がよくなる。これについて大臣、あなたは大臣ですから、内閣ですからこれを実施しなさいと、こういうふうに強く申し上げたいかがでしようか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 国庫負担をふやせば問題は解決すると。確かにそうでございますが、これは全体としてよく検討をしましてやっていく必要があると考えます。

○須藤美也子君　では、検討をしていただきました。
い。期待を申し上げたいと思います。
最後になりますが、統合問題とのかかわりで
ちよつとお聞きをしたいと思います。

二〇一一年の農林年金の厚生年金への統合のためには今年の年金法の早期成立が必要だ、こういうふうな要請が私のところにもたくさん来ております。しかし、統合と年金法改定とは全く別の次元の問題であると思いますが、どうですか。これは別の問題ではないですか。

○政府審考人(石原葵君) 農林年金と厚生年金との統合のためには、現在御審議いただいております新たな年金制度の枠組みのもとで財政再計算を行ひまして、社会保障制度審議会年金数理部会で検証していただくことが第一に必要でございます。その後、公的年金制度に関する一元化懇談会におきまして、関係者間の調整や合意形成を図る

という手続が必要です。このような二つの手続が必要だということです。

農林水産省といたしましては、関係省庁と連携しながらこれらの手続を順次進めまして、早期統合ができるよう努力していきたいと考えているところでございます。

○須藤美也子君 私は、早期統合の問題を聞いているのではないのです。統合の問題と今回の年金制度の改正とは次元が全く別の問題でしょうと聞いているのです。

○政府参考人(石原英君) 統合ということになりますと、農林年金から厚生年金への移換金、こういうものを計算する必要があります。こういういう場合、一定の年金制度の移換金等を計算する場合に、一定の年金制度の枠組みが前提として必要だということでございます。

て、政府といたしましては、現在、年金共済改正法案を提出して御審議をお願いしているところでございますので、この法案の成立を前提といたしまして統合手続を進めていく必要があるものと考へていただいております。

○須藤美也子君 それは問題だと思います。現に三年前、ＪＲなどの三共済が厚生年金に統合されたとき、制度の根幹を改定する年金法の改定は前提になかったでしょう。どうですか、大臣。わからないですか。わからないければ局長がいいです。

○政府府考人(石原葵君) 私もその過去の話はよくは承知しておりますが、しかし我が方といなしましては、現在こういう年金それから共済法案を提出している、これが現実でございますのであくまでその現実を踏まえまして、あくまでそう

という現実の年金制度の枠組みのもとで計算をいたしまして移換金等の議論をする必要があると考へておるところでございます。

○須藤美也子君 何回も繰り返してもしうがな
いですね。その答弁を繰り返すだけでしよう。統
合と今回の年金改正法とは全く次元が違うでし
うということですよ。性格が違う問題です。そこ
から出発しなければ、統合問題も私は正しく進
んでいかないというふうに思います。

早期統合をそういうふう早くせいで早くせいでというふうなことを農水省の方で言っているのか、考えているのかわかりませんが、制度改悪の年金法でも早く通してしまつて早く統合の方に待つてほしいというのは、私は言語道断だと思ふんです。基本となる年金制度の改悪をやつてから、では統合をやりましょう、これでは余りにもひど過ぎる、農林年金の場合にこう言わざるを得ません。

う年金へ統合するのであればベターだと思うんで、例えばは制度を守って職員の老後を守る、そういうところが、悪くなった年金制度に統合するところというのは、これは全く間違いだと思っています。大臣、この点はわかるでしょう。

○**國務大臣**(玉沢徳一郎君)　また最初の議論に
戻つて恐縮なのですが、農林年金関係者からも一
致してこれは統合を進めてください、こういう要
請もあるわけでありますから、それは確かに委員
がおっしゃられるように条件その他は低くなる。

改悪という言葉を使つておられるわけでありませうけれども、しかしながら、全体としましてはベス
トではないけれどもやはり老後の安心を図るため
にはこの制度を維持していくことが大事だ、こう
いう観点から、統合等についても農林年金関係者

が団体としても組織決定をしまして要請しておるわけでありますから、やはり我々はそれに対しててもこたえていく必要がある、このように考えます。

○須藤美也子君 答弁が全くすれ違っています。

ね、大臣。
私ことで大變恐縮ですが、私の夫も農林年金の受給者であります。しかし、そういう考えは持っていないません、受給者であつても。基本的な農林年金の土台となる改正、今回これはやめるべきだ

時間が来ましたので、重要なことは、農林年金の財政悪化を来さないために、直ちに基礎年金規

出金の国庫負担をふやすこと、さらに農協職員と漁協、森林組合職員を確保し、雇用できる農林水産業の維持発展、とりわけ生産者の経営を守ることに、これを重点にした農政の転換がこの際必要で、後にはないか、こういうふうに考えますが、大臣、最後はどうですか。

○国務大臣 玉が徳一 郎君 委員の御大君は 夫
唱婦随でございますから一応考え方は委員と同じに
であるかもしれません。しかしながら、全体の組織
の決意がやはり総意としてあらわれれておる、こ
ういうふうに考えておるわけでございます。

かいます。この際にもきまきましては、確かにいろいろな政策をとることも大事かとは思いますが、けれども、やはり制度を維持してこれが破綻しないようにしていくということが現在の時点では大事である、こういうふうな考えますので、早期統合に

○須藤美也子君　最後に、農林年金の問題は活力ある日本農業の再建を抜きに考えられない、このことを大臣に強く申し上げて、私の質問を終わります。

○清水澄子君 社会民主党の清水です。農林大臣にお伺いをいたします。

農林年金と厚生年金を統合した場合に、そこに必ず雇用問題が発生すると考えられます。と申

しますのは、平成九年四月に統合いたしました。RとかJTとかNTT、そういう単一企業体の井済組合とは農林年金は異なっています、農林年金の場合は全員が共済プロバの職員であるということです。ですから、どこか親会社に戻るとか

けです。したがって、厚生年金との統合後は清算業務以外に事業がなくなるというおそれがございます。ですから、ここに雇用されている職員の皆さんの雇用問題について、この人たちが不安を拘

○国務大臣(玉沢徳一郎君) この問題は直接農林

年金のプロパーの職員の皆さんとも私もお会いしまして、いろいろと実情を聞きました。したがって、この農林年金の職員の処遇や雇用の確保は、厚生年金との統合を円滑に進める上で極めて重要な問題であると考えております。

特に、農林年金の職員はすべて共済プロパーの職員であり、農協や連合会からの出向者でないため、当然に異なる職場がないということにも留意する必要があります。このため、農林年金においては、定年退職の不補充、希望退職者等により時間をかけて減員に努めるなど、雇用上の問題にも留意する方向で組織協議が進められていくと聞いております。

農林水産省といたしましては、今後の統合に向けての検討の状況を見ながら、職員の方々の雇用上の問題にも十分留意しつつ、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○清水澄子君 その場合、農林年金制度の統合というのは平成八年三月の政府の閣議決定を踏まえた上で決定されておるわけでございます。ですから、政府の方針に沿っての統合と言えるわけですから、雇用問題が全然そこで生じないようにしていく全責任があると思っております。

そこで、平成七年二月の特殊法人の整理合理化についての閣議決定がございすね。この閣議決定の趣旨に沿って、行政の責任において具体的な雇用対策を講じていくことと大臣が責任を持って進めるといふことを、ここでひとつしっかりと約束をいただきたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林年金と厚生年金との統合は、平成七年二月の特殊法人の整理合理化についての閣議決定に基づくものではありませんが、農林年金の職員の処遇や雇用の確保は、厚生年金との統合を円滑に進める上で極めて重要な問題であると考えております。

今後の統合に向けての状況を見ながら、職員の雇用上の問題にも留意しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○清水澄子君 ぜひその平成七年二月の閣議決定

の趣旨を踏まえて、責任を果たしていただきたいと思っております。

次に、農林年金が保有しております六つの宿泊施設がございまして、これが統合に際して今後どのようなふうになっていくのか。施設の譲渡とか閉鎖が検討されているようでございますけれども、施設の現場で働いておられる方が約四百名おると聞いております。その雇用についても、やはり皆さんたちは非常に不安を持っていらつしやるわけですから、ぜひ大臣としても、この施設に働く職員の雇用問題についても本職員と同様に責任を持って対処していただきたい。このことについて、ひとつお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林年金の宿泊施設のあり方につきましては、厚生年金との統合に向けた検討課題の一つとして、農林漁業団体において、宿泊施設の職員の雇用上の問題にも留意しつつ、組織協議を行っているところであると聞いております。

農林水産省といたしましては、農林漁業団体における検討結果を踏まえて、またその職員の雇用上の問題にも留意しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○清水澄子君 ぜひよろしくお願いいたします。次は農林共済について、今回の年金改定の影響についてなんですけれども、そこで幾つか伺いたいんですが、給付水準の五%引き下げによつて農林共済が受ける影響額、十二年度予算の上では幾ら影響を受けるのか、またそのうちに公費が負担する額の変化は幾らなのかということをお聞きしたいと思っております。

まず一つが、給付水準の五%引き下げによつて幾らなのか、貸金スライドの停止の影響は幾ら受けるのかということ。そしてもう一つは育児休業です。育児休業については、今度は休業期間中の年金掛金の事業主負担については法案では免除されるわけですから、それらは幾ら軽減されていくのか。そういう意味で、公費の負担がどの程度減る部分と、それから負担の部分があるという金額に

なるかをお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(石原義君) 今回の改正案の共済年金給付額に対する影響につきましては、六十五歳以降の貸金スライド停止の影響と給付水準の五%の修正の影響、これが組み合わさつたものでございまして、六十億円程度の減少が見込まれておるところでございます。また、育児休業期間中の掛金の事業主負担分の免除額は三億円程度と見込まれておるところでございます。

なお、農林年金に対する補助金への影響はございません。

○清水澄子君 全部で六十億。そんなにあります。五%引き下げと貸金スライドの停止で公費支出は二億円減るといふことじゃないんですか。

○政府参考人(石原義君) 失礼しました。国庫負担分だけだと二億円ということでございます。

○清水澄子君 余り公費負担が減るといふことではないわけですね。十二年度予算に影響はそんなに多くはないということだと思います。ですから、今この年度末に当たつて予算案などほかにも重要な法案もある中で、こうした年金とか共済関係の法改正の審議というのを何年年度内に強行する必要は私は余りないんだと、このようにここでその数字を見て感じます。このことを私は申し上げておきたいわけですね。

次に、農業者年金についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

農業者年金の問題は、これは何回も議論をされておられますから、この農業者年金が全然改善されない、進展しないといふのは、もう何回も質問した人はまた同じことどころか、ついに破綻かというふうに思いますけれども、この農業者年金といふのは、政策年金とはいへ、農業者の方たちにとればこれは国民年金の二階部分に当たつておるわけですし、そして法の「目的」には「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資する」ということが明記をされているわけですね。

そういう状況の中で、昨年社会保険制度審議会において、この農業者年金制度の「基本的な

検討を急ぐことを改めて強く要望する。」と答申しておりますし、また本委員会におきましても、昨年、政府は農業者年金制度のあり方について早急に根本的改革を行うようという附帯決議をしていくわけでございますけれども、これについて農林水産省と厚生省とでいかなる協議をなさつたのか、そのことをお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がございましたように、農業者年金制度につきましては、農業構造が大きく変化をしてきたこと、それから年金財政が悪化をしてきていること、こういったことを背景といたしまして、昨年八月の当委員会の附帯決議におきましても、御指摘の社会保障制度審議会からの根本的な検討の要請というのを引用されまして、早急に根本改革を求めるという決議がされたところでございます。

私ども、食料・農業・農村基本法、新しい基本法を踏まえまして、また財政的にも安定した政策年金制度への改革という方向で、実は政府の検討会を昨年未だ十二回開催をいたしておりました。この検討会は、厚生省と農林水産省の共同で開催をいたしました。この検討を踏まえて、昨年の十二月に農業者年金制度改革大綱案を取りまとめたところでございます。この骨格は、長くお話をすると時間がかかりますが、基本的なものとしたしまして、これまでの賦課方式を積立方式に変更するといふことで、言ってみれば基礎率に左右されない方式への変革といふことでございまして、

ただ、その際、新制度への移行に当たりまして必要となる費用については、受給者も含めて一定の負担をお願いした上で、残余の部分は国庫負担とするという提案をさせていただいたわけでございます。ただ、その内容等につきまして、関係者の間でさらに議論を尽くす必要があるという議論がございましたので、現在、この制度のあり方につきましまして、農業者団体において、現場からの組織討議、意見の集約というところで議論を行っている最中でございます。

○清水澄子君 三月十五日の新新聞に出ておりまして、報道によりますと、農業者年金は毎年四百億円近い赤字で破綻寸前の状態である。そして、現在この年金を受給している人たちの年金額を三割削減するという案を昨年十二月に自民党の農業者年金小委員会に改革案を示しているということでございます。

ですから、これは本当なんです。こういう方向でやっていると、農業者の老後を安定させるというのを確保する、今ここでおっしゃられますか。農林大臣、お答えいただきたい。

○政府参考人(渡辺好明君) 大臣からお答えをいただきます前に、安定度におきましては、今までの賦課方式、つまり若い世代が年老いた世代を支える、この年金方式でいいますと、一人が三人を支えるという制度は安定的ではございませんので、積立方式、つまり自分の積んだお金と政府の政策支援、それから利子、これは必ず返ってくるというふうな制度に切りかえるということで、方式を抜本的に改革をいたしますので、そういう点では安定度はこれまで以上のものであるということでございます。

○清水澄子君 農林大臣、ではこれまで以上に農業者年金はよくなるわけですね。そういうお約束ができますか。

それで、そうであるなら安心なんですけれども、私はきょうは時間ありませんので言いませんが、日本の農業生産の六割は女性が担っておりまして、その場合も女性ほとんど所得を明確に得ておりませんし、家族経営協定とか、そういう話は今要らないわけですね。農業女性が農業に貢献している評価、役割というのについて、もっと農業労働を正當に評価すべきだという点において、農家女性の年金権について私たちは何回もこれを求めてきたわけです。

そういう中で、昨年もこういうものがいっぱい出ています、農業者年金は安心ですよ、将来の四十年先の生活を支えてくれますとか。本当ですか、これ。これは去年出ている資料です。毎年これが出ていて、私たち女性たちがみずから経済的な地位を確立するために加盟しようということとは提起しているんですけれども、土台が赤字だとか破綻寸前というのでは、これは私は本當に政府の責任は大いだと思います。

特に、新しい農業基本法ができた中で、この中の二十六条には「女性の農業経営における役割を適正に評価する」とあります。そういう点も含めて、この農業者年金というのは、本當に安心なさい、必ずこれは四十年先でも安心と、書いてあるとおりだとおっしゃられますか。そして、女性の年金権についてはこういうふうに確立しますというのをぜひ農林大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢一郎君) 食料・農業・農村基本法におきまして、女性の皆様の地位あるいは役割、これを高く評価しましてこれから政策展開をしよう、こういう考えでございます。

今お尋ねの農業者年金制度でございますけれども、この改革に当たりましては、この基本法の理念に即した形で、関係者の理解と納得及び年金財政面での長期安定が得られる制度にしていこうと、今後検討し、進めていきたいと考えております。

○清水澄子君 今後検討するということと四十年先安心というのとは全然違います。それはまた次の委員会のときに私は質問したいと思ひます。

次に、自治省ですけれども、これもさっき農水省にお聞きしたように、地方公務員共済も今回の年金改定の影響を受けるわけですが、給付水準の五割引き下げで地方公務員共済が影響を受ける影響額は十二年度予算の上では幾らなのか、そのうち公費が負担する額の変化は幾らなのか、また賃金スライドの停止の影響でどうなるのかということ、育児休業についての事業主負担分は幾ら免除されるのか、それから介護休業に伴う手当金の新設があるわけですね、これも支出増というのは幾らになるか。一つずつと金額をお答えください。

○政府参考人(木寺久君) 今回の地方公務員共済年金制度の改正のうち、まず給付水準の五割適正化と賃金スライドの廃止、これは組み合わせた影響が出てくるわけですが、その影響につきましては、地方公務員共済への平成十二年度の影響額は八百五十億円程度と見込まれております。そのうち、公費負担に係る公費負担が約一億円程度減少するものと見込まれております。

それから次に、育児休業期間中の共済年金保険料の地方公共団体の負担が免除されることになりまして、この負担額、これは事業主負担とします。六億円程度減少するものと見込まれております。それから最後に、介護休業手当金の創設に伴います公費負担額の影響額でございますが、平成十二年度では四千万円程度の増加と見込まれております。

以上でございます。

○清水澄子君 ですから、これをお聞きしても余り影響がないんですね。むしろ自治体では、育児休業では百六億円払わなきゃならない雇用主としての財政が、免除されるわけですから、非常に財政的には地方公務員共済は助かるわけですね。ほとんど影響がないんです、十二年度の自治体予算に對しても。ですから、そんなに慌ててこの法案というのを、もつと一いつぱい問題があるわけですから、私はこれはもつと審議が必要だと思っております。

そこで、もうあと時間ありませんので最後に厚生省にお伺いしたいわけですね、厚生年金と共済年金とはいろいろな制度の違いがあるわけですね。例えば、障害年金や遺族年金を受け取る際の資格要件がそれぞれの共済年金と厚生年金と全然違っているわけですね。それらはどういふ問題があるかということ、それをどのようになさるのか。一元化の際にはこれは大混乱です。もし皆さんがこのまま法案を通して四月一日から実施というとき、全部いろいろ違いますよ。加入すべき

期間は、厚生年金の場合ですと障害年金は三分の二以上保険金を納めていないといけないんです。共済年金は入っただけでいいんです。そのときからもらえるんです。ですから、それをぜひ厚生省にお答えください。

○政府参考人(矢野朝水君) 共済年金と厚生年金の違いでございますけれども、これはかつて官民格差というようにことがよく言われてまして、六十年改正でそれを基本的には是正いたしました。給付については足並みをそろえた、こういうことをやったわけでございます。

ただ、今御指摘がございましたように、遺族年金ですと遺族の範囲ですとか、あるいは障害年金ですと支給停止をどういった場合にやるのか、こういう点で若干の違いがあります。こういった問題は、特に公務員制度の一環として設けられているという問題もあるわけでございます。いづれにいたしましても、これは今後再編成を進めていくわけですから、そういった際にこういった問題を含めて検討してまいりたいと思っております。

○清水澄子君 終わりますが、もう一問だけ。これだけ格差の違いが、現実には一元化をしたときは大混乱になると思ひます。ですから、厚生政務次官、もつと一元化すればいいというものではないし、安い方に整理すればいいというものではない、安い方から、ぜひ事前に調整の期間が必要だと思ひますが、その点についてどのようにお考えですか。

○政務次官(大野由利子君) 今御指摘のように、共済年金と厚生年金の相違がございます。具体的にこれから再編成を推進していくに当たって、これらの問題についてよく連携をとりながらまた検討を進めてまいりたい、このように思ひます。

○清水澄子君 終わります。

○堂本暁子君 大分同僚議員の質問とダブるようなところが多くなつてまいりましたが、農水大臣にやはり私も農林共済について質問をしたいと思ひます。

厚生年金への統合ということが今問題になっているわけですが、その前に農業という場で働く方たち、農協を含めてそこで働く方たちと、私も都会でサラリーマンをしていた人が果たして同じような環境なのかどうかというところがとても気になる。今回の改正ではなく、もっとそういった産業の差からくる抜本的な改正が農林共済では必要だったのではないかとこのように考えます。

例えば厚生年金ですと、今、四・三人で一人を支えている。それから、今同僚議員が問題にされました農業者年金は一人で何と二・五人を支えている。大変な逆の現象が起こっている、成熟度は二五五%にも上っている。そして、きょうの議題になっております農林共済は、大体二人で一人を支えているという状況にあるようです。

農業者年金と農林共済は全く別の系統の制度ですけれども、先ほど局長も答えられたように、部長が答えられたのかもしれないが、農業者年金は今年度積立方式になるとか、それから政策的な資金の投入とか、いろいろ非常に大胆な議論がなされているわけですね。

それは、二五五%なんという成熟度で、一人で二・五人なんて支えられつけないから、そういう状況下で言ってみれば私は背水の陣だろうと思ひます。ですけれども、なぜこの背水の陣をしかなければならなかったかといえ、それは農村における人口構造が非常に高齢化し、また農村に若い働き手がなくなってきた、そういうことでこういう状況になってきていると思うんです。それでは、農林共済の方を見ると、今度の改正では都会のサラリーマンと同じ、厚生年金と同じような改正がなされていい。

〔委員長退席、理事・田浦直君着席〕

ですけれども、やはり本質的に農林共済は農村地で、農村で農業組合に働いている方たちですから、大分土台が違うわけです。そのところで抜本的な改正がないまま統合ということで先へ進んでいくことに私はむしろ危惧を感じます。そう

いうやり方をすると、農村のJA職員が加入する農林共済は、将来的に外の方たち、例えば厚生年金の側の人々からは不信を買ひ、そして実際に農協の職員である方たちは、本当に自分たちはちゃんと年金がもらえるのかという不安を抱く、そういう立場に今あるのではないかと思います。

大変お答えになりにくいような質問の仕方なのかもしれないですけれども、やはり農業者年金の方はこういう大胆な改正をせざるを得ない、そういう土台の中にあつた。そして、農林共済の方はむしろ都会型の年金制度の方へ統合しようとしている。そこにもどうもギャップがあるような感じがいたしますが、この点は大臣はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(石原義君) ただいまの委員の御質問でございますが、農林年金、これは決して農業者ではございませんで、あくまで農協それから漁協、森林組合の職員でございます。

こういう人たちの、日ごろからのといいますか、給与それから年金制度、こういうものと比較対照になりますのは市町村の職員の給与それから年金制度でございます。農業者と同じところに今生活しておられますが、給与とか年金制度につきましてはむしろ市町村の職員とのバランスを考へるのが正しいのではないかと考えているところでございます。

○堂本曉子君 それはもととわかつた上で伺っているわけですが、例えば確かに地方自治体の役場なんかにも働いている方等があるからこそ、かつて厚生年金を出して、そして独立して農林共済をつくつたという歴史的な経過があつたわけですね。また戻ろうとしている。まさにここが問題なんです。

〔理事・田浦直君退席、委員長着席〕

それで、あえて農業者年金を出してきた理由は、これから女性の問題を伺おうと思つていますが、農協の職員の給与を見ますと、例えば大きい都会の企業から比べれば給与は低いわけです。それから、先ほどから話に出てくるような定

年の問題もあります。リストラの問題もあります。そういった中で、単に厚生年金にまた戻ればいいというものではないんじゃないか。農林あるいは水産も含めてですけれども、もつと別の組み立て方をして、外からもそれから内からも信頼されるような改正は必要なのではないかということをお伺いするわけです。

○政府参考人(石原義君) 御指摘はわかりますが、公的年金制度につきましては、昭和六十一年に全国国民共済の基礎年金制度を導入したという経緯がございます。また、被用者年金制度の給付の公平化を内容とする改正が行われたという経緯がございます。あくまで制度間の公平化を図るという点でございますが、この年金制度につきましては最も重要な点ではないかと思つております。

そういうこともございまして、これまで各制度共通の改正が行われてきておりまして、今回の改正もあくまでもそういうような考え方から、少子高齢化や経済の低成長が見込まれる中で、給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担が過重なものとならないよう制度全体の見直しを行うという観点から改正を行うものでございます。この点、御理解いただければと思います。

○堂本曉子君 非常に理解しにくいですが、先に行くことにいたします。

農林共済の、これは一九九四年に参議院で改正が行われたときの附帯決議なんです、一九九四年に農林共済法が改正されたときに、農林水産委員会での附帯決議に六十歳代前半の退職、定年を延ばすということが書いてあります。これはもう同僚議員がさんざん質問されたのでこのことについては飛ばします。

もう一つ伺いたいことは、農協自体が果たしてどれだけ運営あるいは事業の発展に努力をしているのかということなんです。そういう努力が附帯決議の四番目に、「急速な国際化の進展等我が国農林漁業を取り巻く厳しい環境に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の組織・経営基盤の安定強化が図られるよう適切に指導するこ

と。」ということが書いてありますが、この点はどれほど努力し、そしてどの程度まで実を上げておられるでしょうか。

○政府参考人(石原義君) 農協の改革の取り組みでございますが、二つ申し上げたいと思います。一つは、農協の合併でございます。農協系統におきましては平成十二年度末、あと一年でございますが、平成十二年度末までに約五百三十農協としますが、平成十二年度末までに約五百三十農協とすると、合併の数は三千七百でございます。平成元年度末で農協の数は三千七百ございました。それを合併を進めてまいりまして、この二月一日現在では千五百三十六となっております。これをさらに一年後に五百三十にするということで、当初の、平成元年の三千七百からしますと一千五百といふことで、半分以上にしておるわけでございます。目標が非常に高いということで、まだまだ合併につきましては十分なものでもございませう。しかしながら、そういう努力をしております。

それからもう一つは、県連と全国連の組織二段と我々は言っておりますけれども、県連部分をなくし、全国連と、単協と言っておりますけれども末端の農協とを直接結びつけるという取り組みをしております。

この点につきましては各事業別で申し上げたいと思ひますが、経済事業につきましては、平成十年十月に三つの経済連が全農、これは全国連でございますけれども、全農と合併しております。そして、平成十二年、この四月に三つの経済連がさらに合併するということが既に決まっております。さらに、一年後の来年の三月末には二十四経済連が全農と合併を予定しております。来年度末には三十の経済連が統合する予定となっております。

それから、共済事業でございますが、この四月に四十七の共済連が統合することになっております。

○堂本曉子君 そういう答弁を別に求めていたわ

けじやなくて、今のは合理化、リストラの実態を話してくださったんですが、そういうことをやっただからといって、農協で働いている一人一人がこの国際化の時代に新しい仕事を、それから仕事の転換、質の転換を図れるとは私はちょっと思えないですね。そういった意味で何ったわけなんです。もともと本場に事業展開をどうやっていくのか、国際社会の中で日本の農業はどう生きていくか。

もう結構です。また長い答弁をされると困るからやめますけれども、むしろそういう今のような御答弁をいただこうと、それはもう資料をくださうと言えはすぐ出てくる資料でありまして、そういうことを答えてほしいとは針の先ほど思っています。もう局長には聞きません。大臣に伺います。

大臣、ずっと年金のことで女性の問題を私は聞いてきたわけですが。全部の女性の中で、やはり農村の女性と年金の問題というのは深刻だと思っております。

ここに本がありますけれども、言ってみれば、子育てをし、農業で毎日毎日働き、それから家事をや、そして高齢者の介護をして、そして結局「嫁なんか蚊帳の外」と書いてあります。相続にしても、男の兄弟、女の兄弟には行くけれども、嫁には来ない。本場に古い家の制度が今も農家の女たちを縛りつけているんだ、もう泣き寝入りはしたくないというようにこの本は書いていますけれども、年金も同じだと思えます。非常に女性に不利だ。

まず、農林共済にはどのぐらい女性がいて、そして三号被保険者は何人いるか、ぜひお答えいただきたいと思えます。——では、後でそれは資料で出していただきます。

財産も相続もそして年金もきっちり女性が得られないとなったら、今、農業人口の六〇％は女性ですけれども、女性たちはもうとてもむなしく、この本に書いてあるように、農村できちんと農業を続けていこうという意欲を失うと思うんです。

す。私は、憲法では男女の平等が書いてありますけれども、農村は男女の平等が社会保障の中であるということを含めて大変恥じておりますけれども知りませんでした。大臣にこれはもうどんなことがあっても改正していくのだと、直していくんだということを伺いたいと思えます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農村における女性の役割は、先ほども申し上げましたように大変大きなものがございます。したがって、この基本法の中におきましても明確にその位置づけをしておるところでございます。今後、女性の方々がその役割に応じて十分報われるような施策を展開するということが大事ではないかと考えます。

したがって、この年金の問題等につきましても、女性の年金が制度上確立をされるような努力を払っていき、このように思います。

○堂本曉子君 ありがとうございます。もう一つ、育児休業中の農林共済は団体が負担することになっておりますけれども、介護の場合にはそうになっていません。介護休業をとった場合に、そういう形で団体が負担するというふうになつていないんです。でも、これもまた農村の女性こそが介護を今や担っていると思えますので、その点もお願いして、自治大臣にお越しいただいているので、次に移りたいと思えます。

自治大臣に前回、二月十五日の委員会でも、私は、基礎年金部分の公的な負担で今度は地方自治体が四分の三を負担するというところで、基礎年金部分の負担が大変ふえるのではないかとこのことを伺いました。まさにこのところもまた、これからは介護保険もいよいよ始まりますけれども、こういった地方分権の中で今のシステムで果たして本場にやってくるのかということをもう一度伺いたいです。御答弁いただきたい。

○国務大臣(保利耕輔君) ただいま委員御指摘のとおり、現在の基礎年金に対する負担割合というのは、掛金が三分の一、それから事業主負担が三分の一、さらにまた公的負担が三分の一ということになっております。公的負担と事業主負担とい

うのは、これは地方自治体が負担をしているという格好になりますので、公的負担の部分を二分の一にしますと、全体で結局四分の三を自治体が負担しなきゃならぬということになって、計算してみますと、そう言った場合の地方の自治体の負担は大体七億程度ふえるということになってくるんじゃないかと思うわけでありまして。

そういう意味からいまして、地方に負担がかかってくるので、これをどう処理するかというのが先生の御質問の御趣旨かと思えますが、そういったものを全部ひくくめまして、今後、地方におきます財源充実ということは真剣に私たちも考えていかなきゃならないと思っております。

いろんなやり方があると思うんですが、まずはやっぱり安定的な財源を確保する必要があると思います。今いろいろ言われております外形標準課税の導入というようにもやろうとしているわけ

でございますけれども、これは例えば外形標準課税の場合は、ピークでは六兆五千億ぐらい収入がありましたが、今は三兆円台に落ちてきているというふうなことがあります。したがって、外形標準課税を導入して六兆まで行くかどうかわかりませんが、できるだけショックのないようなやり方で、しかも応益負担をしていただくというふうなやり方をしていきたい、こう思っております。

同時にまた、地方自治体には歳入とそれから歳入といえますか収入といえますか、そのバランスをとっていくという努力も必要でございますし、そういったことも今後の地方自治体の運営のために必要なことだと思っております。

なお、これでは足りないということで、抜本的にいろいろなことを考えていかなければならぬわけでありまして、今、交付税の原資になっておりますのは、御承知のように国税五税と言っておりますもののおおむね三割から三割五分ぐらいのところをお返しするという格好になっております。法人税について見ますれば、平成十一年度は三二・五％であったのでありますが、平成十二年

度は三五・八％、これは減税見合いの措置ではあります。こういうものをもう少し割合を高めていただくというお願いをして、そして交付税措置がきちんとできるようにしたいと思っておりますし、そのことが地方の財政に役に立つのではないかとこのように考えておるわけであり

す。同時に、もつとドラスチックなやり方というのでも場合によっては考えられるのでありますが、そこまではなかなか私たちが考えつきませんけれども、例えば所得税の大部分を今度は地方の住民税に移していくというふうなやり方もあるのかなと。この辺は真剣に考えて、これは国全体の財政のあり方にかかわってまいりますので、いろいろまた御指導いただきながら私たちが抜本的な対策を考えて地方財政の健全化に寄与してまいりたい、そのように思っております。

○堂本曉子君 大変前向きな御答弁をいただいております。今まではいささか中央集権で、財政に関してはなかなか地方分権の制度にならな。だから、どうしても外形標準課税のようなことを東京都でもおっしゃり出すんだと思えますけれども、やはり今、大臣おっしゃったように、本場の意味の地方分権というのは、財政的に地方が独立していかないと、こういった社会保障制度も大変苦しいことになるのではないかとこのように思っています。

ですから、年金だけの問題ではありませんけれども、税制並びに社会保障制度の根幹をなすのは、そういった財政的な地方分権をどのようにしてきつとこの国がやってくるかということだと思えますので、ぜひその点も反映をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長(狩野安澄君) 本日の質疑はこの程度とし、暫時休憩いたします。
午後四時五十一分休憩

午後五時二十分開会

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を再開いたします。

本日、尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として野間超君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案の審査のため、三月二十一日午前十時に公聴会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

つきましては、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

平成十二年四月三日印刷

平成十二年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局